

[事案 22-70] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人（銀行員）による虚偽の説明、不十分な説明により、商品内容を誤解して申し込んだとして、契約を取り消し既払込保険料を返還してほしいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 6 月、定期預金が満期になり銀行から電話があり、支店に出向いた際、変額年金の勧誘を受けた。保険は嫌いと言ったが、預金全額を保険に変更するのに抵抗があるなら、半分を国債にして半分を保険に…と言われ、絶対に損はしないからと説明を受け、日頃利用している銀行の信頼感から、提案を受け入れ、加入したが、下記のとおり、消費者契約法 4 条 1 項にもとづき契約を取り消して、既払保険料から受領済みの 3 年分の年金額を差し引いた残額を返還してほしい。

- (1) 加入の際、詳しい商品説明やパンフレットの提示・提供もなく、募集人による元金保証等の虚偽の説明（元本保証、解約自由など）、絶対に損はしないとの断定的判断を信じて申込み手続を行ったものである。
- (2) 毎年 15 万円の年金を受け取っても、一時払保険料 500 万円を回収するには 33 年間かかり、自分達が生きている間に元金が戻ってこないこと等の説明を受けていない。

<保険会社の主張>

募集銀行の説明によれば、下記のとおり、募集人は、申立人が主張するような虚偽の説明は行っておらず、募集資料を使用して適切な説明をしているため、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 募集人は、パンフレット等を提示しながら、その内容を詳細かつ正確に説明しており、元金保証を約束したことも、利息が高いと説明したことも、絶対に損はしないと説明したこともない。
- (2) 申立人が、定期預金の全額を本契約の保険料に充てず、その半額を本契約の保険料に充てるにとどめ、残り国債を購入したという投資判断を行っていることは、申立人が本契約の商品内容及びリスクを正確に理解していたことの証拠に他ならない。
- (3) 本商品は平成 18 年 6 月からの販売開始であり、募集人は本商品の販売手法に関する研修を受けたばかりであったので、顧客に対してパンフレット等を提示せずに、商品内容を説明できるだけの状況にはなく、想定しがたい。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、募集人が、申立契約の締結について勧誘するに際し、重要事項について事実と異なることを告げたり、断定的判断を告げたりした事実は認められず、消費者契約法 4 条 1 項に基づく取り消しは認められないので、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、本件

裁定手続を終了した。

- (1) 「保険商品のご提案にあたりまして」と題する書面に、申立人は自署押印しているが、同書面には、本件商品は「預金等」ではなく元本の返済は保証されないことが明記されている。
- (2) 申立人は、募集人がパンフレット等の書類は一切使わずに口頭で説明したと述べるが、一般的に、保険のような複雑な商品を、書類を使わずに説明をすることは困難である。
- (3) 申立人は、「契約概要」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」も受け取っていない、と述べるが、「個人年金保険契約申込書」には、これらの書類を受領した旨の確認印を自ら押捺している。
- (4) 当時、申立人の理解力が平均人より劣っていたことを窺わせるような事実もない。申立人は、自らの判断で、満期を迎えた定期預金を、半分ずつ、本件商品と国債の購入に充て、投資リスクを回避しているが、これも申立人が十分な理解力を有しており、本件商品の性格を理解できていたことを裏付ける。
- (5) 申立人は、1年後の平成19年7月から年金の支払を受けているが、これは取り消すことができる行為の「法定追認」に当たる可能性がある（消費者契約法11条1項、民法125条2号）。